

事例番号:310169

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 33 週- 超音波断層法で羊水量少なめ(羊水インデックス 72mm-92mm)

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 1 日

2:03 破水のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 1 日

10:30 前期破水後陣痛発来ないためジプロストン錠による陣痛誘発開始

11:50 頃- 胎児心拍数陣痛図で子宮収縮回数>5 回/10 分を認める

11:55 頃- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数 50-100 拍/分台の徐脈を認める

12:34 胎児心拍数回復せず帝王切開により児娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 1 日

(2) 出生時体重:3078g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.117、PCO<sub>2</sub> 55.6mmHg、PO<sub>2</sub> 28.3mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 17.2mmol/L、BE -10.6mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 11 日 頭部 MRI で大脳基底核、視床の信号異常を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、研修医 1 名、小児科医 2 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児低酸素・酸血症によって、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因を特定することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性がある。加えて、子宮頻収縮による子宮胎盤循環不全があった可能性も否定できない。
- (3) 胎児は、妊娠 39 週 1 日の 11 時 55 分頃から低酸素・酸血症の状態となったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 39 週 1 日の受診時に破水疑いのため入院としたこと(「原因分析に係る質問および回答書」による)、および入院後の管理(分娩監視装置装着、内診、破水の診断、パルシイ測定、抗菌薬の投与、血液検査)は、いずれも一般的である。
- (2) 前期破水後陣痛発来なしと判断し、ジプロロスト錠による分娩誘発を行ったことは選択肢のひとつである。
- (3) 分娩誘発について書面にて説明し、同意を得たことは一般的である。
- (4) ジプロロスト錠の投与量(合計 2 錠)および投与中の分娩監視方法は、いずれ

も基準内である。

- (5) ジノプロストン錠の投与方法について、看護記録、「家族からみた経過」にあるように、妊娠 39 週 1 日 11 時 30 分に 2 錠目のジノプロストン錠を内服したとすれば基準内である。また、ジノプロストン錠 2 錠目の内服時刻について、医師記録と看護記録に内服時刻の齟齬があることは一般的ではない。
- (6) 妊娠 39 週 1 日の胎児心拍数陣痛図上、11 時 55 分頃から胎児心拍数 50-100 拍/分台の徐脈を認める状況で、胎児心拍数の回復が認められないため帝王切開を決定したことは一般的である。
- (7) 帝王切開決定から 34 分後に児を娩出したことは適確である。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (9) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)および、当該分娩機関 NICU(「原因分析に係る質問事項および回答書」による)で管理したことは、いずれも一般的である。
- (2) 生後約 2 時間で、低体温療法の適応と判断し、高次医療機関 NICU に新生児搬送としたことは医学的妥当性がある。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

観察した事項および実施した処置等について、正確に診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、妊娠中の胎位、破水で入院後の抗菌薬投与時刻、児出生時の小児科医の立ち会いの有無、バッグ・マスクによる人工呼吸の終了時刻について診療録に記載がなかった。また、ジノプロストン錠 2 錠目の内服時刻について、医師記録と看護記録に齟齬があった。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して  
なし。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。